

---

プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 156 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 156 回実務対応専門委員会（2023 年 3 月 14 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

## II. 事務局の分析について聞かれた意見

### 会計処理（測定）

2. 電子決済手段について、換金リスクの観点で要求払預金に類似する性格を有する資産として整理していることを踏まえると、負債性引当金と評価性引当金の両方が含まれる企業会計原則注解（注 18）で定める引当金ではなく、金融商品の貸倒引当金として取り扱うことができないのか確認したい。
3. 電子決済手段の換金リスクには、発行者の財政状態等に起因するリスクの他にも、その他の要素により、電子決済手段としての利用が困難となる可能性も想定しうるため、企業会計原則注解（注 18）の引当金を計上する取扱いとするのであれば、どのようなタイミングで計上されるのかを整理した方が良いと考える。

### その他（キャッシュ・フロー計算書）

4. 電子決済手段が要求払預金に類似する性格の資産として整理しており、要求払預金そのものではない電子決済手段が、キャッシュ・フロー計算書における現金又は現金同等物に含まれるかが、会計基準上、必ずしも明らかではないため、企業会計審議会から公表されている「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」及び「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」を改正するという事務局の提案に賛同する。
5. 実務対応報告においては、発行価格と券面額が異なる電子決済手段を取り扱わないと理解しているが、事務局の提案では、単に第 1 号電子決済手段から第 3 号電子決済手段までが含まれることのみが記載されているため、実務対応報告の適用範囲に含まれる電子決済手段と整合していないと考えられるため、対応をご検討いただきたい。

**その他（適用時期）**

6. 実務上も、実務対応報告で定められる会計処理以外は、想定しづらいと考えており、特段の経過措置を設けず、公表日以後適用とする事務局の提案に賛同する。
7. キャッシュ・フロー計算書において公表日前の電子決済手段を現金以外で取り扱っている可能性もあることを踏まえると、基準公表日が事業年度の期中（四半期決算日の期中を含む。）となる場合には、期首に遡及してキャッシュ・フローの開示に必要な情報を取得する必要がある可能性がある。電子決済手段の取引回数が多い場合には、事務負担の観点から、一定の経過措置を求めた方が良いと考える。ただし、事例があまり想定されないのであれば、事務局の提案でも問題ないとする。

以 上